

## 第1章

# プランの策定にあたって

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1. プラン策定の経緯

わが国においては、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取り組みが進められてきた。また、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という）が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。一方、社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況は、様々な側面からの課題が存在しており、それらを解決していくために、真に実効性のある取組を実施することを目的に、2015（平成27）年には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定された。

本市では、2002（平成14）年に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、2008（平成20）年には男女共同参画をめぐる社会状況の変化に対応するために改訂を行い、現在は、「第3次 せんなん男女平等参画プラン」のもと、男女平等参画をめざしてさまざまな取組を実施しています。

現行の「第3次 せんなん男女平等参画プラン」は、5年をめぐりに計画の見直しを行うものとされており、平成28年4月に女性活躍推進法が施行されたことから、より社会状況に即した計画とするため、この度、計画内容の一部改定を行うこととしました。

## 2. プランの位置づけ

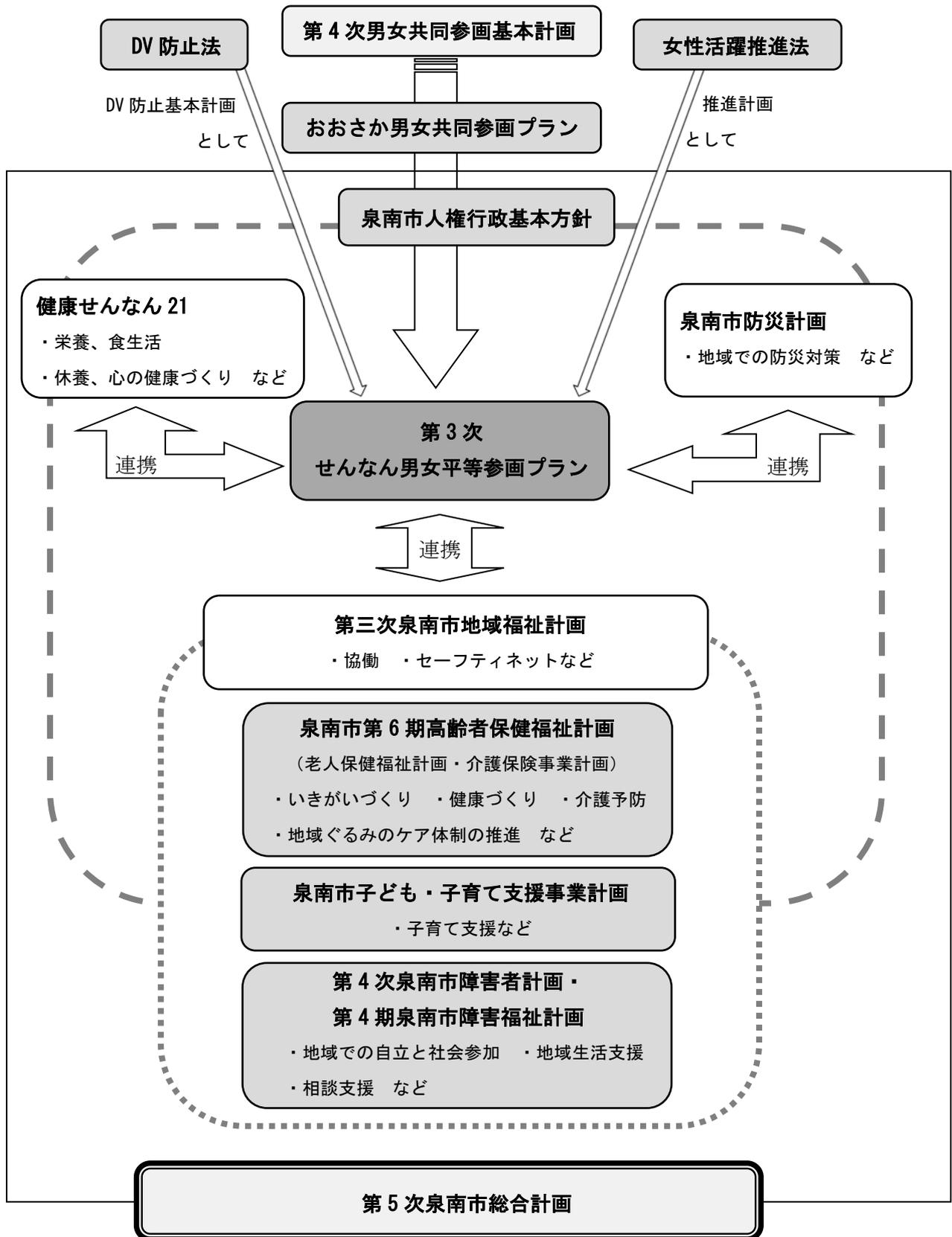
- 1 このプランは、泉南市総合計画の部門別計画で、「子ども・子育て支援事業計画」などの各分野にわたる計画との整合性を図り策定しています。
- 2 このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画で、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を踏まえ、地域性に即した内容を盛り込んだプランです。
- 3 このプランは、「泉南市人権行政基本方針」に則して策定しています。
- 4 このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（DV防止基本計画）」とするものです。（主に基本目標Ⅴが該当）
- 5 このプランは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（推進計画）」とするものです。（主に基本目標Ⅰの主要施策1および基本目標Ⅱが該当）

### ●男女共同参画社会基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」をつくっていくために、総合的、計画的に取り組む基本となる法律で、1999（平成11）年6月に制定、施行された。この法律は、①「男女の人権の尊重」、②「社会における制度又は慣行についての配慮」、③「政策等の立案及び決定への共同参画」、④「家庭生活における活動と他の活動の両立」、⑤「国際的協調」の5つの基本理念を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、行政の施策の方向を定めている。

この法律に基づいて、2000（平成12）年12月には、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示した「男女共同参画基本計画」が策定された。ここでは、「男女共同参画社会」とは、「男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

他計画との関係（イメージ図）



### 3. プランの期間

本プランの期間は、2012（平成 24）年度から 2021（平成 33）年度までの 10 年間とします。本プランは、5 年後の国内外の動向や社会経済情勢の変化と、これまで実施してきた施策を踏まえ、必要な見直しを行い、一部改訂しました。

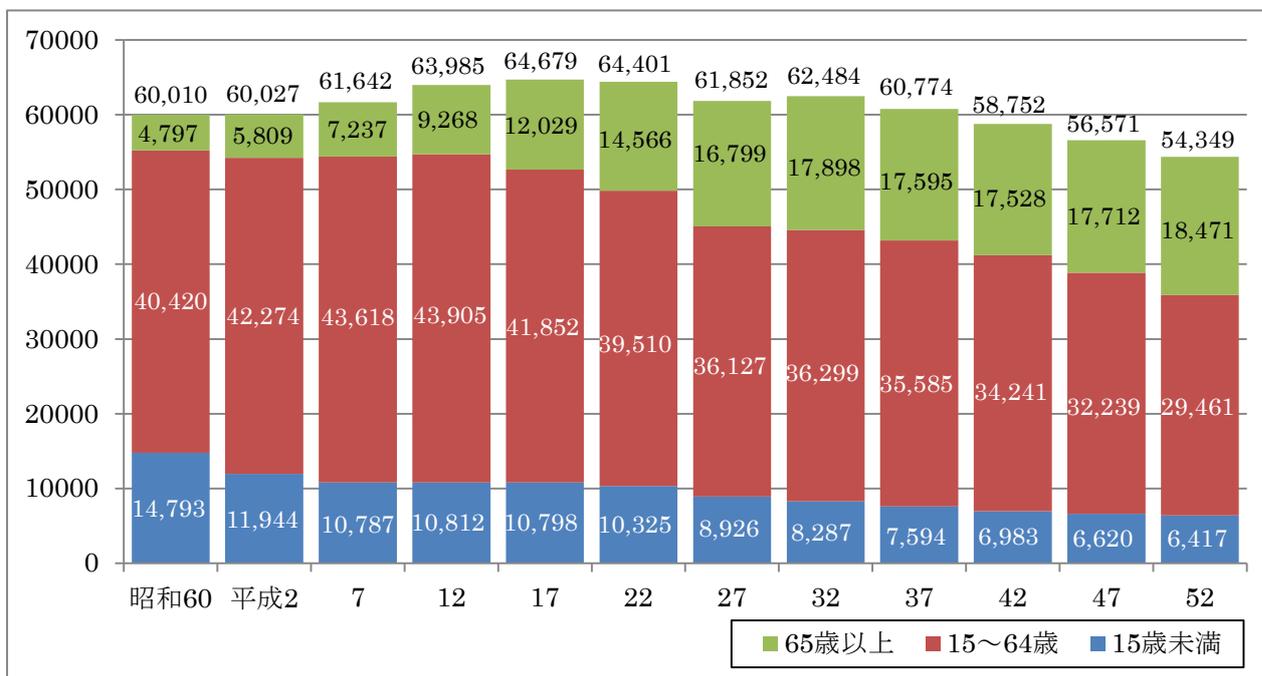
### 4. プラン策定の背景

#### 1) 人口減少社会と少子・高齢化の進行

泉南市では、2005（平成 17）年にピークを迎えた人口はその後減少に転じます。また、少子高齢化の進行によって、生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、高齢者人口（65 歳以上）の急速な増加が予想されています。高齢者においては、女性が約 70%を占めています。

少子・高齢化は、家族形態にも変化を及ぼし、単独世帯、夫婦のみ世帯が増加しています。

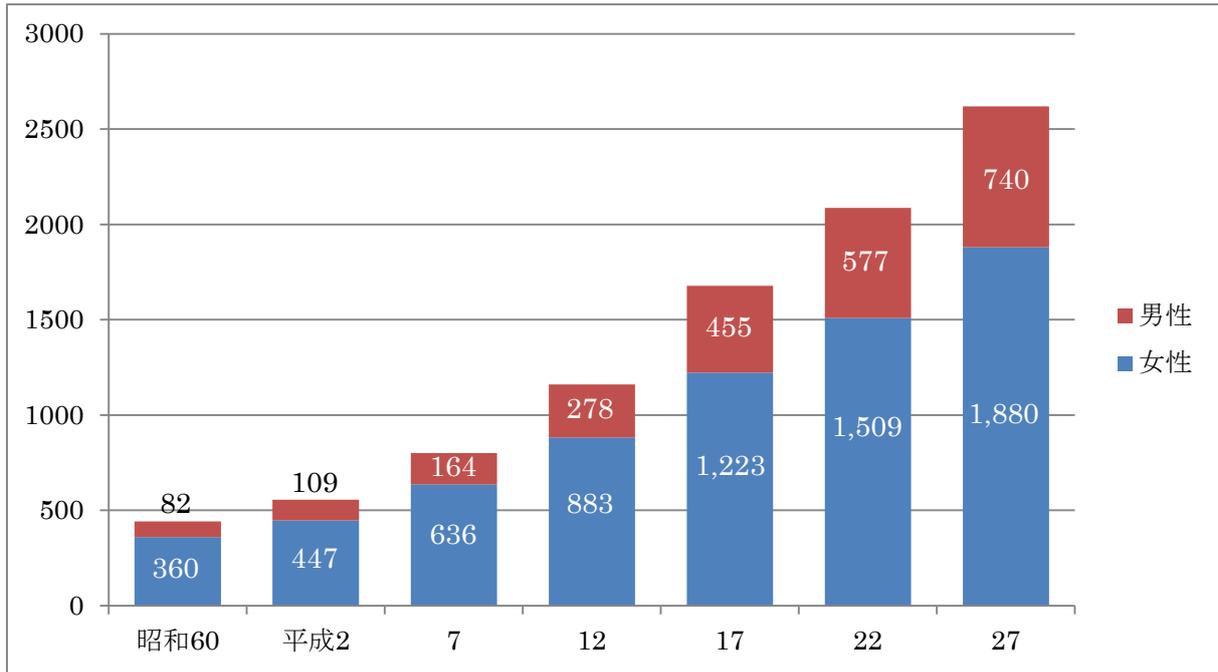
図 1 年齢 3 区分別人口の推移（推計含む）（泉南市）



※平成 27 年までは実績値、平成 32 年以降は推計値

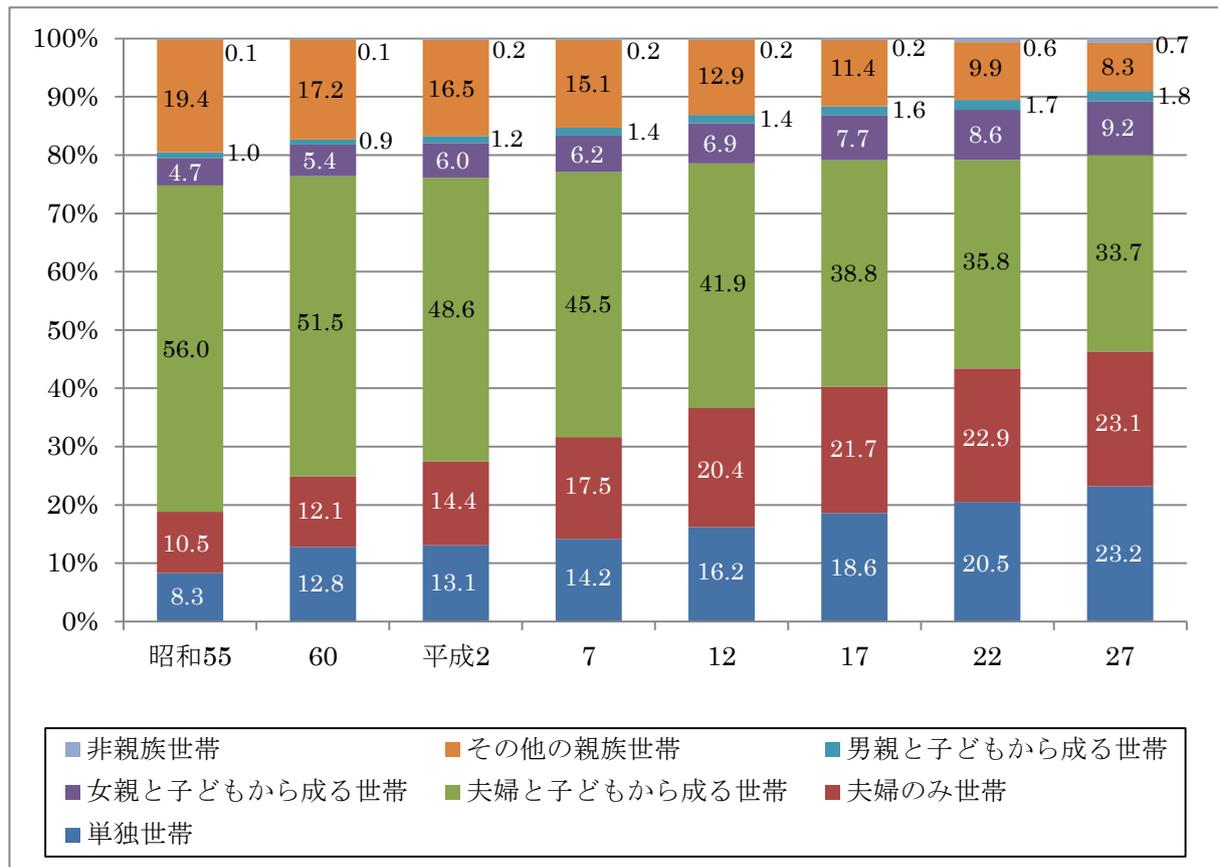
資料：総務省「国勢調査」（昭和 60～平成 27 年）、国立社会保障・人口問題研究所（平成 25 年 3 月推計）（平成 32-52 年）

図2 性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（泉南市）



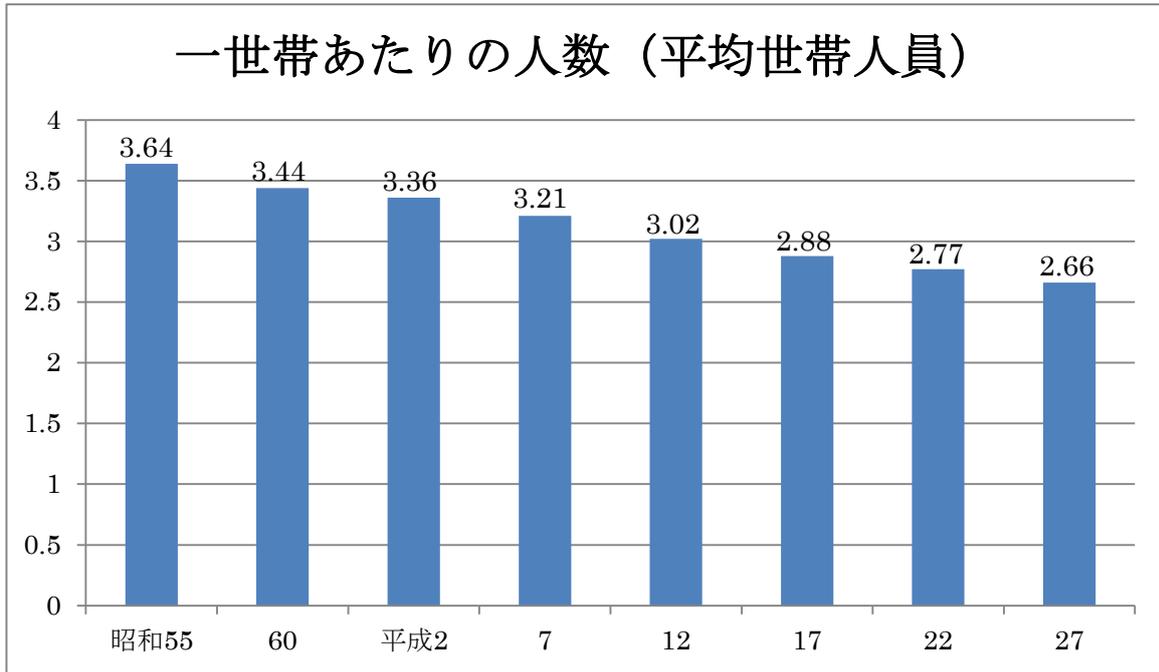
資料：総務省「国勢調査」

図3 世帯類型別割合の推移（泉南市）



資料：総務省「国勢調査」

図4 一世帯当たりの人数の推移（泉南市）



資料：総務省「国勢調査」

## 2) 経済情勢・雇用情勢の変化

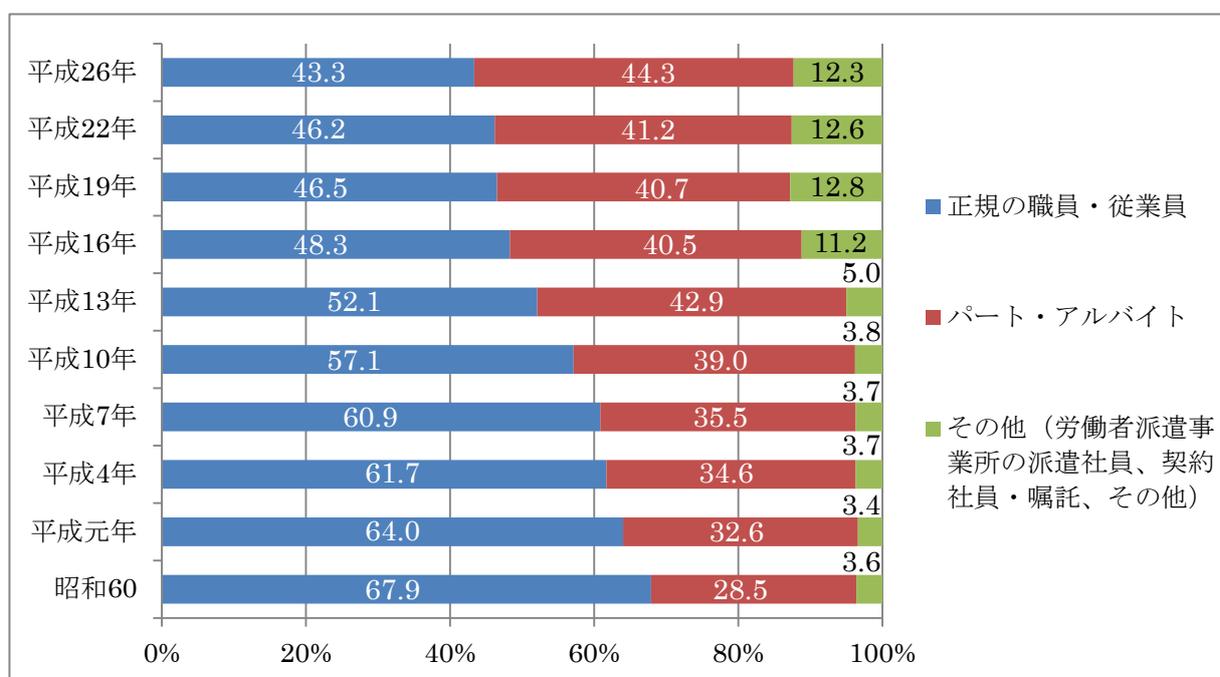
2008（平成 20）年秋の世界規模の金融危機以降、日本経済は低迷を続け、未だ回復の兆しが見えていません。それに伴い女性ばかりでなく、男性の非正規雇用者の増加が社会問題化しています。

特に女性の場合は、1985（昭和 60）年には 67.9%であった「正規の職員・従業員」の割合が、2014（平成 26）年には 43.3%に減り、非正規雇用者の割合が半数を超えています。

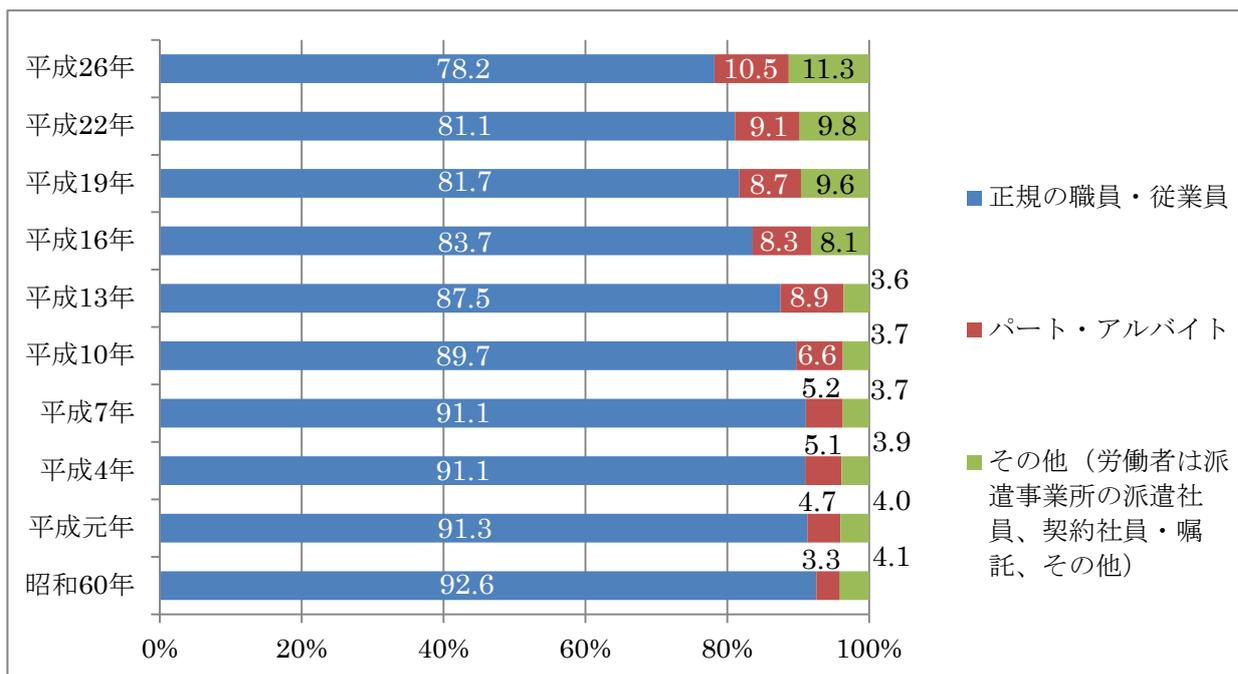
非正規雇用は雇用不安の問題であると同時に、高齢期の経済力に影響を与えます。

図5 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）

【女性】



【男性】



※昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

※小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」

### 3) 変わる意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方に同感しない割合は、大阪府の調査では女性、国の調査でも女性がともに半数を超えています。

また、女性が職業を持つことに対する意識については、子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよいとする割合が25年前に比べて増加しており、意識の上での変化が見られます。

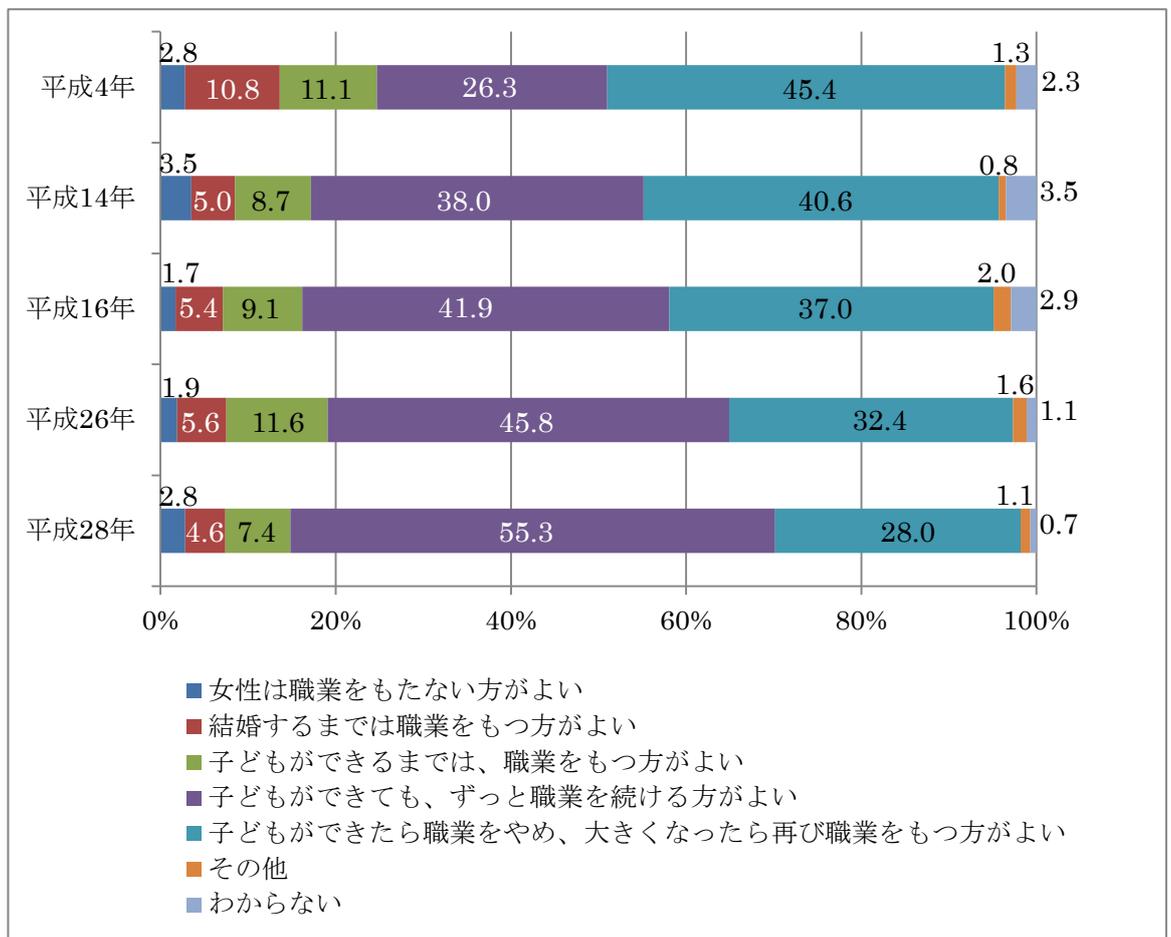
表1 大阪府調査／世論調査との比較 性別役割分担意識について

	女 性					男 性				
	全体 (N)	賛成 (%)	どちらかといえ ば賛成 (%)	反対 (%)	どちらかといえ ば反対 (%)	全体 (N)	賛成 (%)	どちらかといえ ば賛成 (%)	反対 (%)	どちらかといえ ば反対 (%)
男女共同参画に関する 府民意識調査 (大阪府 平成 26年)	369	4.1	38.2	35.2	21.7	314	7.0	42.4	29.6	20.1
男女共同参画社会に 関する世論調査 (内閣府 平成 26年)	1,692	11.2	32.0	17.4	34.2	1,345	14.2	32.3	14.5	32.0

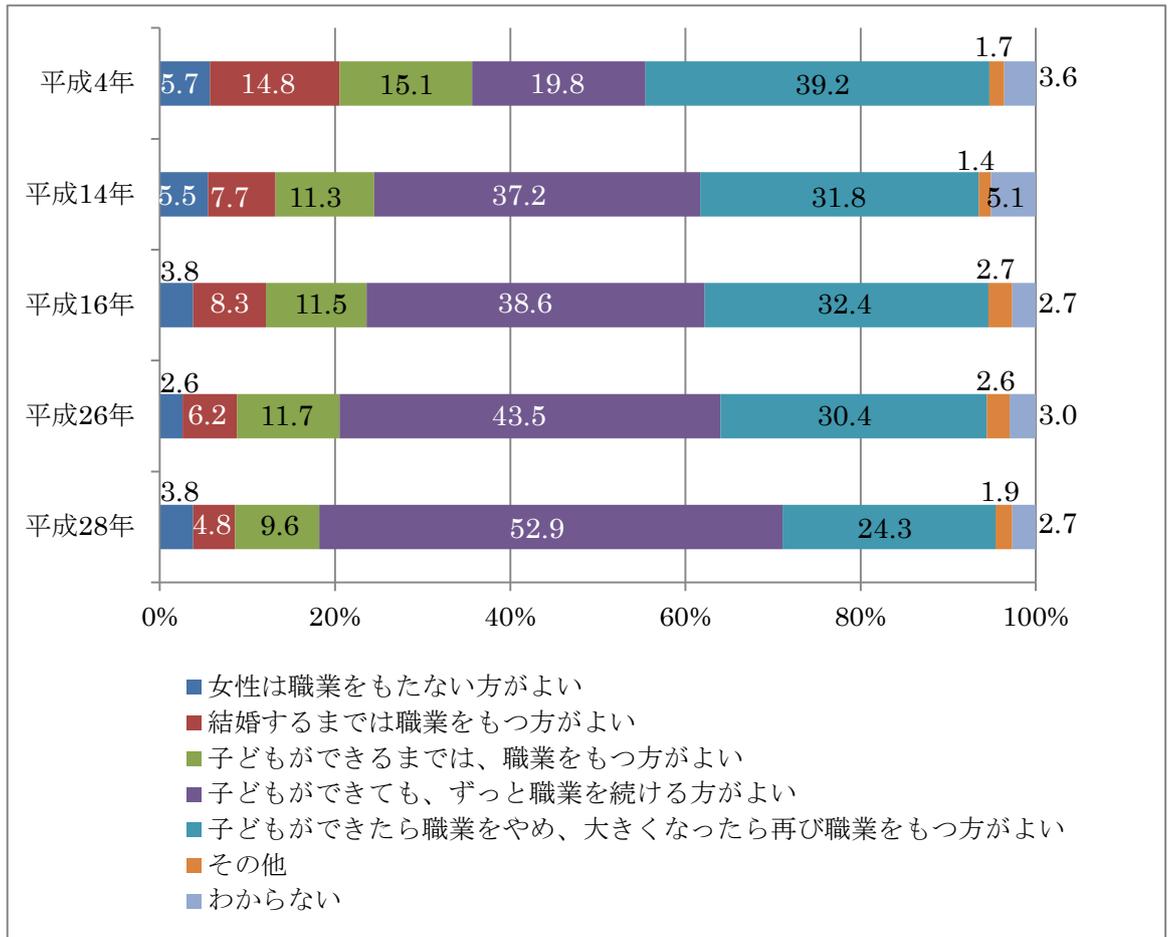
※「わからない」は省略

図6 「女性が職業をもつことに対する意識」についての推移

【女性】



【男性】



資料：内閣府「平成28年 男女共同参画社会に関する世論調査」